2025. 9. 19

# 消費税と社会保険料、逆進性の構造を解剖

## ～与野党が注目する給付付き税額控除の可能性～

経済調査部　エコノミスト
前田　和孝

**ポイント**

- **社会保障財源である消費税・社会保険料は低所得者ほど所得に対する負担割合が大きくなる逆進性を有する。もっとも、社会保険料は給付時に所得再分配機能を組み込むことで、負担時の逆進性を緩和**
- **日本では、累進性のある所得税の税収全体に占める割合が低下するなか、消費税の割合が増えてきたため、税による再分配機能は弱い。再分配効果を高める観点からは消費税の逆進性対策は支持される**
- **消費税の逆進性対策としては食料品税率 0%より給付付き税額控除が有効。実施に伴う代替財源確保や所得再分配の強化に向けては、所得税の課税ベース拡大や税額控除への移行も選択肢**

### １．消費減税の議論は下火も、総裁選の結果次第では再び盛り上がる可能性

7 月の参議院選において野党が公約に掲げたことで盛り上がった消費減税の議論だが、野党間でも規模や期間に隔たりがあったことから、足元では下火になっている。「Google Trends」の人気度（最も検索があったタイミングを 100 として相対化したもの）を見ても、参議院選の選挙期間中（7 月 13～19 日、20～26 日）には 80 まで上昇するなど注目を集めていたが、9 月 7～13 日には 13 まで低下している（図表 1）。もっとも、今は衆議院・参議院ともに少数与党のため、今後、野党が一致団結すれば実現可能な政策でもある。また、自民党でも 10 月の総裁選への出馬意向を表明している高市早苗氏や、小林鷹之氏は過去に消費減税に対して前向きな発言をしており、結果次第では議論が大きく進む可能性もある。

（図表1）検索キーワード「消費減税」の人気度

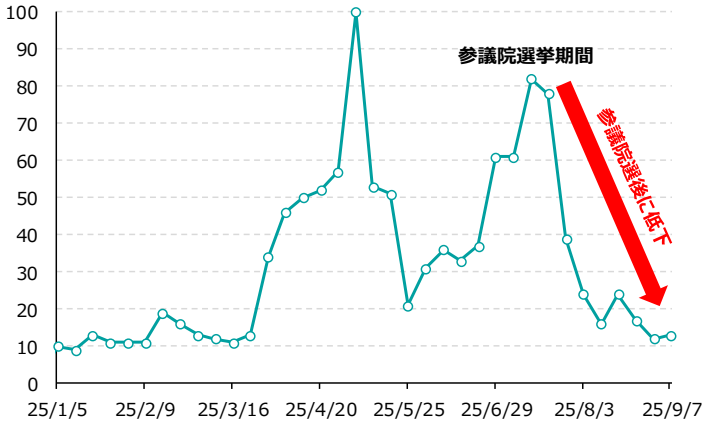


（出所）Google Trends

消費減税に関しては、所得の高い人も恩恵を受ける点や、社会保障の重要な財源であることなどを理由に消極的な声が聞かれる一方、消費性向の高い低所得者ほど所得に対する負担割合が大きくなる逆進性を問題視し、必要性を主張する向きもある。本稿では、同じく社会保障財源として用いられている社会保険料と合わせて、負担の逆進性に焦点を当て考察する。

## 2．消費税・社会保険料の逆進性

図表 2 は家計調査を用いて年間収入階級別に 1 ヵ月の消費税額を推計したものだが、2024 年における 200 万円未満の世帯の消費税額は約 1.5 万円となる一方、1,500 万円以上の世帯では約 5.3 万円となっている。もっとも、低収入世帯では、切り詰めることが難しい生活必需品への支出割合が相対的に高いことから、平均消費性向（消費支出÷可処分所得）が高い（図表 3）。そのため、可処分所得に占める消費税の割合は低収入世帯の方が高く、逆進性が観察される。

消費税と同じく社会保障の財源となる社会保険料も、算定の際に用いられる標準報酬月額に上限があることから、逆進性を有している。ただ、公務員や正規雇用者が加入する被用者保険（健康保険）については、標準報酬月額の等級の上限が 139 万円となっており、概ね所得に比例した形で保険料が徴収されている。一方、自営業者や非正規雇用者などが加入する国民健康保険は、所得に応じて計算される所得割だけでなく、加入者数を基にする均等割、1 世帯に対して定額でかかる平等割などを組み合わせて徴収されるため、逆進性が高い。

また、年金に関しては、定額で保険料がかかる国民年金はもちろん、保険料率が標準報酬月額の 18.3%（事業主負担含む）で固定されている厚生年金も等級の上限が 65 万円と被用者保険に比べて範囲が狭く、逆進性が生じやすい構造となっている。上限を超えれば、保険料額はそこから増加することはなく、月収に対する保険料の割合は低下していく。例えば、月収 100 万円の人が支払う保険料の月収に対する割合は 11.9%となる（図表 4）。

## 3．社会保険料は給付で逆進性を緩和

ただ、社会保険料の逆進性に関しては、消費税よりも批判が少ないように思われる。その理由の一つは、給付時における所得再分配機能にあると考えられる。厚生年金の給付は 2 階建て構造となっており、1 階部分の基礎年金が定額であることから、高所得者から低所得者への再分配機能が働く。財政検証関連資料によれば、月収 20 万円の世帯における 65 歳時点の年金額は 10.9 万円、40 万円の世帯では 14.9 万

（図表2）2024年 年間収入階級別 消費税額と可処分所得に占める割合
（二人以上,勤労者世帯）

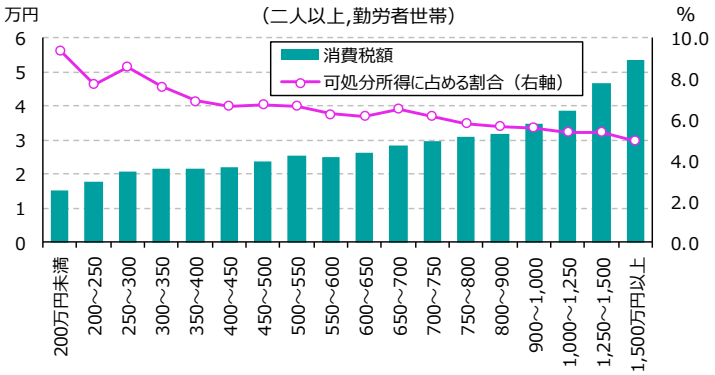


※食料、書籍・他の印刷物への支出に8%、それ以外の消費支出に10%の税率をかけて推定。書籍・他の印刷物には新聞以外に雑誌、書籍、他の印刷物も含まれるが、軽減税率を反映させるため8%とした
（出所）総務省「家計調査」より明治安田総研作成

（図表3）2024年 年間収入階級別 平均消費性向
（二人以上,勤労者世帯）

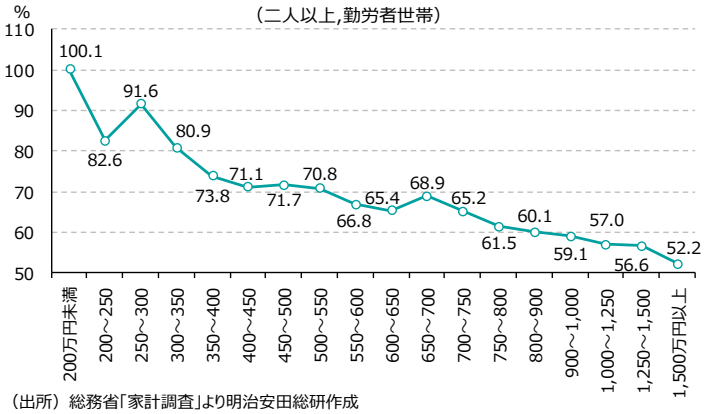


（出所）総務省「家計調査」より明治安田総研作成

（図表4）厚生年金保険の保険料と月収に対する割合

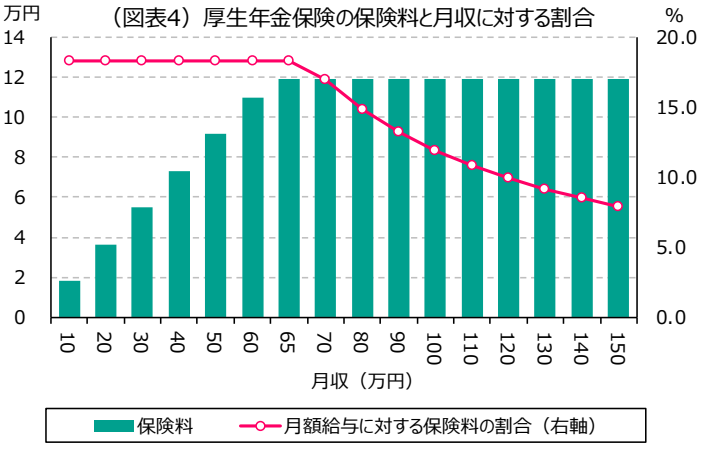


（出所）厚生労働省公表資料より明治安田総研作成　※保険料は事業主負担分を含む

（図表5）厚生年金における月収と給付の関係

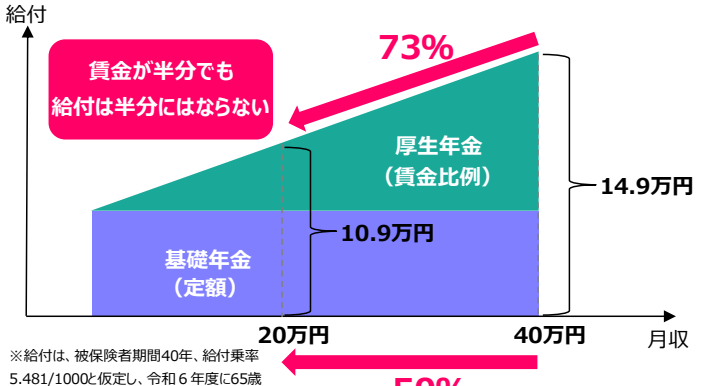


※給付は、被保険者期間40年、給付乗率5.481/1000と仮定し、令和６年度に65歳に到達、受給開始する者の額
（出所）厚生労働省「令和6（2024）年財政検証関連資料①」より明治安田総研作成

円である（図表 5）。月収が 1/2 であれば、保険料も 1/2 となるが、給付は 1/2 よりも大きくなる仕組みとなっている。低収入世帯の方が月収に対する給付割合が高くなることで、負担時における逆進性は一定程度緩和される。

一方、消費税に関しても、所得が少ないからといって必ずしも生活水準が低いかどうかはわからない。所得が少なくても資産を多く持っている可能性があるからである。家計調査で年間収入 400～450 万円かつ貯蓄現在高 4,000 万円以上の世帯と、年間収入 1,000～1,200 万円かつ貯蓄現在高 100 万円未満の世帯の消費税額を比較すると、約 3.5 万円でほぼ変わらない（図表 6）。一方、可処分所得に占める割合はそれぞれ 10.8%、6.1%となり、年間収入 400～450 万円の世帯の方が高くなる。また、同じ収入階級に属していても貯蓄額によって消費額にもバラツキは出る。

（図表6）年間収入と貯蓄現在高が異なる世帯の所得、消費支出、消費税額の比較

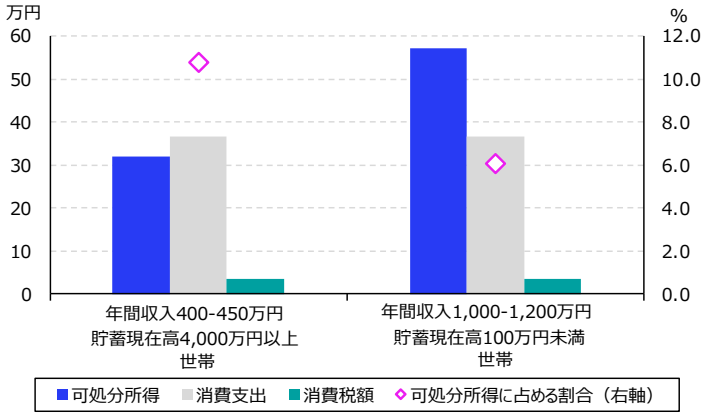


（出所）総務省「家計調査」より明治安田総研作成

## 4．給付付き税額控除実現に向けて有意義な議論を期待

今年成立した年金制度改正法では、厚生年金の標準報酬月額の上限を 75 万円へと段階的に引き上げることが決まっている。近年の賃金上昇に伴って上限に位置する被保険者が増え、収入に応じた年金が受け取れないというのが改正の主な根拠だが、結果として逆進性は緩和されることになる。もっとも、より重要なのは被用者保険や厚生年金への適用拡大を通じて給付面での再分配効果を高めることだろう。実際に、非正規雇用者など短時間労働者の加入要件を見直すことで、逆進性の高い国民健康保険・国民年金（第 1 号被保険者）から被用者保険・厚生年金（第 2 号被保険者）に入りやすくする制度改正が行なわれており、社会保険料の逆進性緩和に向けては、この方向性を継続していくべきと考える。

一方、消費税についてはどうすべきだろうか。前述のとおり、所得だけでなく資産まで加味した場合、消費額に対して定率の税を課すことは不公平とまでは言い切れない。ただ、日本では、累進性を有する所得税の税収全体に占める割合が低下するなか、消費税の割合が増えてきたことなどから税による再分配機能が弱い。2021 年の所得再分配調査で再分配による所得格差是正効果を見ると、全体の改善度[1]は 36.0%となっているが、これを社会保障制度によるものと税制によるものに分けると、社会保障制度が 31.8%である一方、税制は 6.1%にすぎない。そのため、税による再分配効果を高めるという観点からすれば、消費税の逆進性対策は支持される。対策としては食料品の軽減税率を 0%にすることや、給付付き税額控除などが考えられるが、軽減税率は逆進性対策としては効果が薄い。先程同様に家計調査を用いて試算すると、食料品の軽減税率を現在の 8%から 0%にすれば、年間収入 200 万円未満の世帯の可処分所得に占める消費税の割合は何も対策を講じなかった場合の 9.4%から 6.9%へ低下し、

（図表7）2024年 年間収入階級・政策別 消費税が可処分所得に占める割合
（二人以上,勤労者世帯）

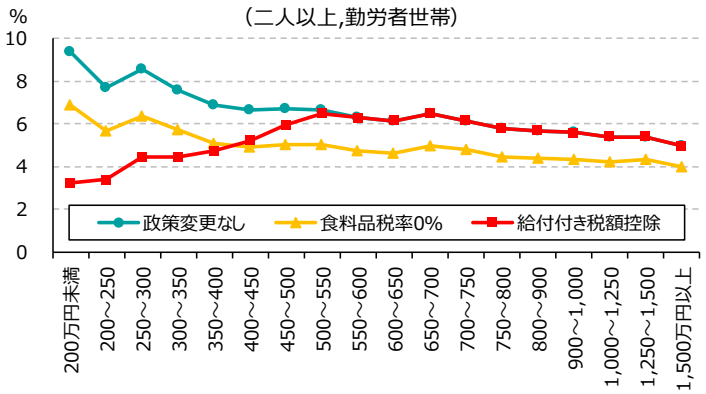


※給付付き税額控除は、年収300万円未満世帯に低所得者の基礎的生活費の消費税分12万円/年を給付。その後、収入階級500～550万円までは300万円を超えた金額の5%を減額して給付した場合の試算。また、実務上は所得税の枠組みのなかで控除・給付を行なうことに留意

（出所）総務省「家計調査」より明治安田総研作成

[1] ジニ係数の改善度で、1－（等価再分配所得/等価当初所得）で計算したもの

たしかに低収入世帯の負担は減る（図表 7 黄線）。低収入世帯の方が割合の低下幅も大きいのは確かだが、高収入世帯も恩恵を受けるため、逆進性は有したままとなる。

一方、消費税の逆進性対策として給付付き税額控除を実施しているカナダを参考に、低収入世帯における食料、水道・光熱、保健・医療などの基礎的生活費にかかる消費税を 12 万円/年と仮定し、年間収入 300 万円未満の世帯に対して同額を給付、その後、年間収入 500～550 万円までは 300 万円を超えた額の 5%をそこから減額していく制度を導入した場合、逆進性は緩和することが確認できる（図表 7 赤線）。

自民・公明・立憲民主は 9 月 16 日に、給付付き税額控除について 3 党で協議をはじめることを決めた。もっとも、過去にも検討されながら実現に至っていない政策であり、煩雑な事務処理に加え、給付範囲の選定、資産要件を加えるか否か、代替財源の確保など課題も多い。財源確保と社会保障における所得再分配強化という意味では、将来的には給与所得控除などの見直しによる課税ベースの拡大や、税額控除への移行も選択肢としては考え得る。本稿の主題とは異なるが、給付付き税額控除は逆進性対策のみならず、就労支援や母子家庭の貧困対策、子育て支援など設計によって様々な可能性を秘めた制度でもある。ハードルが高いことは確かだが、実現に向けた有意義な議論を期待したい。

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください
明治安田総合研究所 エコノミスト 前田 和孝
電話番号：03-6261-7947
e-mail：ka3-maeda@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元● 株式会社 明治安田総合研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北3－2－11 TEL03-6261-6411